

役員・各委員選出規定

第1章 役員選出規定

第1条 次年度の役員は、総会において立候補並びに推薦候補者中より多数決で選出します。

第2条 前条の立候補者並びに推薦候補者は、選出委員会の指定した期日までに事務所に届けなければなりません。

第3条 前1条の立候補者並びに推薦候補者のない場合は、選出委員が会員中より選出し、本人の同意を得て総会で出席者の多数決で決定しますが、その総数が規約の定数に満たない場合でも欠員を会員中より無造作に選出することは行いません。

なお、その選出対象は1年生から5年生の児童を持つ家庭としますが、次に該当する家庭は申し出により選出対象から外されます。

1. 別府小学校PTA本部役員を2020年度までに通算2年以上務められた家庭。
2. 別府小学校PTA本部役員を通算2年務めた家庭と、2021年度以降に1年務めた家庭は児童2名まで対象とし3人目からは選出対象となる。
3. 2020年度までに別府小学校PTAの旧常設委員会（学級委員・文教保体委員・運営委員・地区校外補導委員会）の委員長または副委員長を、通算2年以上務められた家庭
4. 次年度に次の役員に就任が決まっている家庭
 - ① 第四中学校PTA本部役員
 - ② 子供会の役員
 - ③ 育成会の役員

第4条 前条の選出委員会は次の通り構成します。

但し、教職員を除く選出委員は原則としてその年度に6年生在学の保護者を対象とします。

- | | |
|--------------|------|
| 1. 役員から | 3名 |
| 2. 教職員から | 1名 |
| 3. サポート委員会から | 2名 |
| | 計 6名 |

第5条 選出委員会は毎年12月迄に設置され、次年度の役員の推薦を総会までに行います。

第6条 選出委員は次年度の役員になることは出来ません。

第 2 章 サポート委員選出規定

第 7 条 サポート委員は 1 月中に委員選出方法を作成し、会長の承認を得て、会員に書面で提示します。

第 8 条 サポート委員の定数は次の通りです。

1. サポート委員 各学年より 4 名

第 9 条 サポート委員は前条定数の委員を 2 月に各学年で選出します。

前年度 1～5 学年のサポート委員は第 7 条の選出規定に基づき、円滑な委員選出に努めなければなりません。(新 1 年生は 4 月に選出)

第 3 章 附 則

第 1 0 条 各委員長は委員の互選とし、会長がこれを委嘱します。

第 1 1 条 各委員の任期は 1 年とします。但し後任が決するまでその職にあるものとし、再任を妨げません。

第 1 2 条 地区校外補導委員は実行委員会から外れても従来 of 活動を行ってもらふ為、必要な経費は補助する。

<参考地区割り> (10 地区) 別府、別府新町、江口、中別府、西別府、北別府、
新別府、東別府第一、第二東別府、レスト別府

第 1 3 条 本規定の改定は、実行委員会において行い、改定されたときは速やかに会員に周知することとします。